

街なみ環境整備方針策定及び
事業計画検討業務委託
特記仕様書

令和6年10月
甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、甲府市（以下「発注者」という。）が委託する「街なみ環境整備方針策定及び事業計画検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

（法令等の遵守）

第2条 本業務は、本仕様書のほか次の法令等を遵守し業務を遂行すること。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
景観法（平成 16 年法律第 110 号）
住宅市街地総合整備事業制度要綱
甲府市景観条例
その他関係法令、規則、通知、条例等

（業務実績）

第3条 受注者は、過去に地方公共団体が行う街なみ環境整備事業に関する業務を受託し、履行した実績を有すること。

（配置技術者）

第4条 受注者は、本業務を実施するに当たり、業務の目的を十分に理解した上で、都市計画に関する業務の実務経験が豊かな者及び街なみ環境整備事業について十分な技量及び経験を有する者を技術者として適正に配置するとともに、高度の技術・知識を有する者を管理技術者及び照査技術者とする。

- ① 管理技術者は、前条記載の業務実績を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有するものとする。
- ② 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有するものとする。
- ③ 管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。
- ④ 管理技術者と照査技術者のいずれかは、打合せ協議に出席しなければならない。

（資料貸与及び取扱い）

第5条 受注者は、業務の実施に当たり必要な資料を発注者より貸与あるいは供与するものとし、貸与品については、破損、紛失等の事故のないよう十分に注意するとともに、業務終了後速やかに返却すること。なお、貸与予定の資料は以下に示すものとする。

- ① 「甲府駅南口周辺地区景観まちづくり検討業務委託（令和5年度業務）」（以下「過年度検討業務」という。）

第1章：甲府駅南口周辺地区景観まちづくりの検討の目的と内容

- ・甲府市景観計画における甲府駅南口周辺地区の位置づけ、委託業務の目的、対象区域、作業の構成等をまとめたもの。

第2章：現状把握

- ・上位計画及び関連計画における位置づけや、現地・資料調査で得られた情報から地区の景観構成要素、景観特性及び景観計画策定に向けた課題をま

とめたもの。

第3章：市民ワークショップ（甲府駅南口周辺風景発掘調査隊）

- ・地域住民及び学生と地区のまちあるきを行い、景観構成要素、景観特性、景観に係る地区の課題等を計2回のワークショップで検討してまとめたもの。

第4章：景観に関する市民アンケート

- ・地区の住民及び事業者、通勤者、通学者に対し、普段感じている甲府駅南口周辺地区の良い景観、改善すべき景観などについて調査をしてまとめたもの。（回答数：618件）

第5章：景観まちづくりの方向性

- ・甲府駅南口周辺地区の景観まちづくりの基本理念と目標を設定し、景観特性ゾーンごとの景観まちづくり方針を示しまとめたもの。

② 「景観まちづくりに関する意向調査（令和6年度調査）」（以下「意向調査」という。）

街なみ環境整備事業促進区域として想定する範囲のうちの一部住民及び事業者に対して、街なみ環境整備事業に関する意向調査を実施した資料。

③ その他本業務に必要な資料

（作業の進捗状況の報告）

第6条 受注者は、月次毎に作業進捗状況を打合せ記録簿により発注者に報告すること。

なお、業務工程に遅滞が生じる場合は、修正工程表を合わせて提出するものとする。

（検査・修補）

第7条 受注者は、成果品について発注者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。

ただし、成果品が発注者の求める水準に適合しないものとして、発注者が修補を指示した場合は、速やかに指示に従うものとする。

2 発注者が修補の指示をした場合には、再検査の合格をもって完了とする。

（成果品の帰属）

第8条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に使用、複写、流用、公表及び貸与してはならない。

（疑義）

第9条 本仕様書の記載内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。なお、協議及び打合せ事項については、書面のやり取りをもって有効とする。

（損害賠償）

第10条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や発注者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理するものとする。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではない。

（履行期間）

第11条 本業務の業務期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、令和7年2月中に予定している甲府市都市計画審議会において、過年度検討業務について意見聴取を行う予定であるため、その結果を踏まえた内容とすること。

第2章 業務内容

（業務の目的）

第12条 本業務は、甲府駅南口周辺地区において、本市のシンボルである甲府城と調和した街なみの形成を図るため、下記に示す各検討項目について、過年度検討業務の成果や、本市が把握する意向調査資料等を活用し、街なみ環境整備方針の策定及び事業計画の検討を行うことを目的とする。

（業務の範囲）

第13条 本業務における業務の範囲は、甲府市景観計画において定めた先導的景観形成地区である甲府駅周辺地区のうち、別紙図面の街なみ環境整備事業促進区域として想定する範囲を参考とするが、周辺インフラ整備の状況等を踏まえ協議の上決定する。

（業務内容）

第14条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1 現況整理

過年度検討業務の成果を基に、街なみ環境整備事業促進区域として想定する範囲について、地区の現状、上位・関連計画における地区に関連する事項、位置付け等を整理する。また、意向調査を基に、地区住民等の街なみ環境整備や景観づくりに係る考えを整理する。

2 景観特性と課題の整理

過年度検討業務及び意向調査の成果を基に、街なみ環境整備事業促進区域として想定する範囲について、景観特性と課題を整理する。

3 街なみ環境整備方針の策定

甲府市景観計画のほか、上位・関連計画及び、過年度検討業務の景観まちづくりの方向性を基に、以下の項目について策定する。

- ア 地区施設等の整備に関する基本方針
- イ 住宅等の整備に関する基本方針
- ウ 街なみ環境整備事業区域の整備予定時期
- エ その他当該区域の整備に関して必要な事項

4 街なみ環境整備事業計画の検討

本業務で策定した街なみ環境整備方針を基に、以下の項目について検討する。

- ア 事業地区の設定
- イ 住宅等の整備に関する事項（上位・関連計画等を基に、住宅等に関する整備計画（素案）の検討）
なお、事業地区におけるまちなみ整備のイメージを共有するため、必要に応じて、資料等を作成すること。

5 報告書作成

街なみ環境整備方針及び、次年度に策定を予定している街なみ環境整備事業計画の策定に関わる各種検討結果、収集した資料をとりまとめた報告書の作成を行う。

6 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、打合せ協議を実施するものとする。協議回数については、初回（業務着手時）、中間1回、成果品納品時の計3回とするが、重要事項等について別途打合せが必要な場合はWEB会議等を適宜実施するものとする。なお、協議内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、発注者と受注者は相互に確認しなければならない。

第3章 成果品

（成果品）

第15条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①業務報告書(A4版) | 2部（正本1部 副本1部） |
| ②その他資料 | 1式（打合せ簿等その他資料） |
| ③電子データDVD | 1部（報告書等データ） |
| ④その他、発注者が指示するもの | |